

KTK ひゅうまん 京都

No. 555 2023年2月号

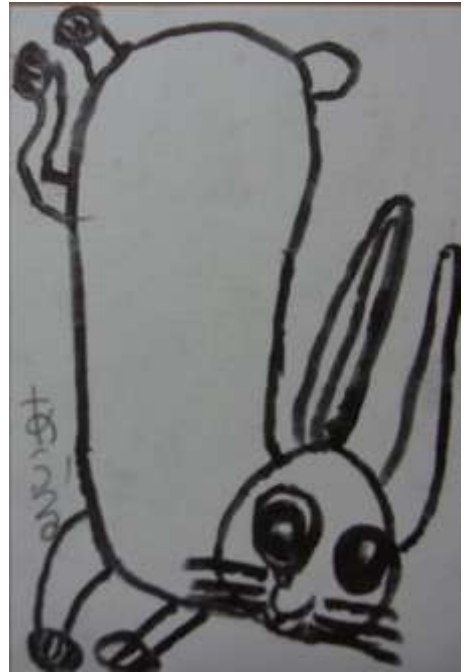
編集／京都障害者の生活と権利を守る連絡会 〒603-8324 京都市北区北野紅梅町85 弥生マンション内
編集発行責任者／池添 素 電話&FAX(075)465-4310 購読料 1部80円 年間購読料1,000円(送料実費)

- P.1 左大文字 あそび
- P.2 常任委員会から 池添 素
- P.3 一人暮らし始めます! 沖田 友子
- P.4 血の染みついたバトン 中村 暁
- P.5 電動車いす「まんまる号」ドライバー日記 山本耕平
- P.6 ジョニーの炸裂日記 ライスチョウジョナ
- P.11-12 障害のあるひとり親の児童扶養手当併給調整違憲裁判とは… 雨田 信幸
- P.7 つれづれあらぐさ 中山 恵美子
- P.8 2+2=詩 富士一文
- P.9 障害のある人の権利を守る北陣連から 山添 博史
- P.10 365歩のマーチ 安藤 史郎

左大文字

▲初めて共同作業所を訪ねたのは1971年。開設2年目の「ゆたか共同作業所」だった。その時、障害のある人たちは段ボールの組立作業をしていた▲驚いたのは、声をかけあつて実に嬉しそうに仕事をしていることだった。楽しい姿を見て労働は苦役ではなく、それがもつ本来の意味を考えさせられた。もう一つの驚きは、誰が利用者なのか職員か分からず、ここは「メダカの学校」だと思つた。「ゆたか」は豊かなコミュニケーションがとり結ばれる場だった▲共同作業所の運営に加わつたのはその12年後、広島大学に赴任してからになる▲運営に携わる中で、障害の種類や程度で振り分け、制度がなければ切り捨てる福祉行政の欠陥を実例を通して知つた。これに対して、当事者のニーズから出発する共同作業所のようなオーダーメイド型の事業体の必要性を実感した。とはいえ国の補助がなく、運営費を捻出するのに苦労した。それを支えたのは地域住民だった。広島市に補助を求める活動にも多くの市民が支援し、遂には認めさせた▲こうした事業体を育てる住民自治と地方自治の確立こそが、社会運営の基礎に置かれるべきと考えるようになった。その後、イタリアの社会的協同組合などケア協同組合の現地調査も重ねてきたが、調査報告が単なる外国紹介にとどまらなかつたのは、共同作業所運動に参加したことで比較の軸をもてたおかげだと思う。

(あそぶ)



「卯2」
渡辺あひる

常任委員会から

〈大雪はたいへん〉

一月の終わりに降った大雪、皆さんのように過ごされましたか？私は転ばぬようにソロソロ

リと歩いて何とかしのぎました

が、周りでは車いすで滑ってしまったとか、骨折して入院など、さまざまなアクシデントをききました。

そしてトルコ周辺での大地震のニュースはその被害の大きさに

驚くとともに、政治情勢の複雑さと寒さ厳しい中での救助活動の困難を想像すると気持ちが悪くなります。

国内に目を向けると、首相を支える秘書官の信じられないような発言に驚きました。

日本社会の保守的な体質は同性婚も認められない現実

に世界から取り残されていることに気がついていない現実

。その実態を認識する必要をひしひしと感ずります。

それは障害者問題にも共通する思想。生産性の

ないものは生きる価値がないという思想はこの国を亡ぼすとい

つてもよいのではないかと。

〈ケアラー支援〉

高齢者も障害者も当事者を介護する家族がいます。

ヤングケアラーという言葉が世の中に広まることで、家族に概念が広がり、

ケアラーというカタカナですべてが串刺しにつながりました。

ケアラーも支援されるべき存在だということを社会に認知させる条例の制定が必要です。

「こんな条例を作りたい市民フォーラム」を開催します。

2月23日(祝) 13時から15時30分

まで、立命館大学衣笠キャンパス創思館4階会議室で開催します。

皆さんの参加をお待ちしています。




あなたもぜひ
仲間に



サロン・サークル・地域活動展開中
生活支援スタッフ(資格不要)募集中
介護職員(資格要)募集中

ひとりぼっちの高齢者をなくそう
元気な高齢者はもっと元気に
「よろず相談」承ります(随時)



あなたも支える存在に
京都市北区紫野東野町1-5
電話075-432-3636

命の平等をかけた、
無差別平等の医療と
福祉の実現をめざす
働くひとびとの医療機関です

看護師・薬剤師・医師や医療技術者を
目指す方をご紹介ください



京都市民主医療機関連合会

〒615-0004 京都市右京区西院下花田町21-3 春日ビル4階
TEL 075-314-5011(代) FAX 075-314-5017
Home Page <http://www.kyoto-min-iren.org>
e-mail: info@kyoto-min-iren.org

一人暮らしが始めます！

沖田 友子（京障連代表委員）

この原稿を書いている本日、グループホームを退所し新居へ移って20日が過ぎました。新しい建物で1階は福祉施設、2階が賃貸住宅となっています。バリアフリーで室内は個別に手すりなどを設置して安全に暮らすことができます。エレベータがあり、管理人さんはいません。福祉施設がオープンする春頃からは日中、事務所に職員が常駐されます。

昨年秋に、年明け2月には引っ越しできると聞いていたのと、グループホームから新しい日中事業所に通い、段々、利用日数を増やしていこうと考えていました。今まで日中は一か所利用でしたので、二か所利用にしたいと考えていました。けれど、室内に入るのは初めてで

した。土曜の夕方、ヘルパーさんと外出先から新居に帰ってきた時、すぐに部屋に入ることができませんでした。廊下を行ったり来たり、自分の部屋を確かめています。2時間くらい建物内を散策してから、やっと部屋に入ることができました。住人として一番のりだったことは、私の気持を少し楽にしました。大きな声を出しても誰もいません、二人だけでした。

部屋の中で大好きな焼きたてを食べて、ヘルパーさんが帰れる時間となりました。すると、大粒の涙と号泣。今生の別れかというくらい、窓から手を振り泣いています。「また、来週来てくれはるよ。」長くお世話になっているヘルパーさんもこんな姿を見たことないと言われるくらい大粒の涙を流しました。建物中に響きわたるような大きな声で泣きました。先が思いやられ、大丈夫だろうか、と不安がよぎりました。二人きりでしばらくすると、晩御飯を食べて夜は一緒によく眠ることができました。

朝、夕、就寝前と自宅での様子や支援の方法を新しい事業所に伝えていき、あつという間に一週間が過ぎました。私が自宅に戻り初めてヘルパーさんと二人で泊まる夜がきました。私はスツケースをガラガラ引きながら、窓から見送っている息子にバイバイと大きく手を振りました。息子はずっと見えなくなるまで見送っているようですが、暗くてどんな表情をしていたかはわかりません。泣き声は聞こえなかったように思います。

その日からヘルパーさんとの一人暮らしが始まりました。次回は支援の体制などの準備についてお話しします。

血の染みついたバトン

中村 暁（医療ジャーナリスト）

㊦ 5類移行後の社会

岸田政権が2023年5月8日から新型コロナウイルス感染症を「感染症の予防及び感染症の患者の医療に関する法律」（感染症法）上の「新型コロナウイルスエンゼラ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づける」i ことを決めた。

国の厚生科学審議会感染症部会は「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけについて」（1月27日）で、次のように述べている。

- ・ コロナの病原性、感染力、変異の可能性に關し、オミクロン株による重症度は低下しているが、伝播性は高く、医療提供体制への負荷が高くなっている。死亡者も多い。

行する。

・ 感染者数の把握方法も、全数を把握を完全にやめて季節性インフルエンザ同様の「定点医療機関による感染動向把握」へ移行する。

・ コロナの今後の法的位置づけや対策については、適切な医療を提供し続けることが今後課題であり、必要な準備を進めながら段階的に移行していくことが求められる。

・ 「強制的な手段の最小化」の観点からは、感染症法に基づく行動制限の措置の対象からコロナを速やかに外すべきだ。

・ 患者の外来・入院の自己負担分の公費支援については段階的に移行していくべきだ（5類移行後は無料をやめるという意味）。

・ 外来・入院医療機関については原則としてインフルエンザ等の疾病と同じように幅広い医療機関でコロナ患者さんを診れるように段階的に移行する。

これをどう評価するか、立場によって様々だろう。ただ、自由な生活を強いられ、経営難、生活苦へ追い詰められた多くの人がとって、5類移行がコロナ禍の「終わり」のように受け止められるだろう。

だが、5類移行でコロナが無毒化するわけではない。昨年12月1日から2023年2月11日までの死者数は全国で20,914人、府が420人であるii。これまでのコロナ死者数の累積が全国で69,945人なので約3割の方が直近2カ月程の間に死亡したことになる。感染症部会の文書は感染症法による「強制的な手段」は人権上問題があるから5類

へ移行するのだからさら強

調する。それはそのとおりだが、死亡者数増加の原因が強制性にあるわけではない。施設留め置き死にみられる人為的な要因も含め、患者が治療にアクセスできない医療の脆弱さに本当の問題はある。それをないものとしてこのまま5類移行すれば、私たちの知らない場所で高齢者や障害のある人、ハイリスクな人たちを中心にコロナ死亡者が累々と発生し続ける社会になる。私はそういう社会に暮らしたいと思わない。

i 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について(令和5年1月27日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)

ii 厚生労働省オープンデータ

<https://covid19.mhlw.go.jp/>

(2023年2月12日閲覧)

電動車いす「まんまる号」

ドライバー日記 ⑩

山本耕平

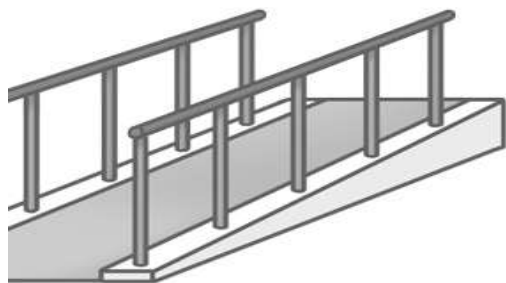
私の身近でもバリアフリーへ出たのです。この要求を無にする取り組みが行われました。それは、私が理事長を務めている社会福祉法人一麦会（麦の郷）の創カフェです。創カフェは、和歌山県紀の川市で運営している就労継続支援B型と困窮者支援を活用したひきもり支援の事業所です。ここには、ひきこもりの当事者たちが通い、美味しい（これは、自惚れではありません。みなさん、一度お召し上がりください）ランチを提供し、ひきこもり経験者がお客さんをもてなしています。 <http://muginosato.jp/office/hajimecafe/>

先日、先輩車いすドライバーの大学院修士課程の院生からこのカフェを訪れたいとの要求が

ることができ、訪問の数日前に、創カフェに電話したところ、県事業で展開しているリワークを目的とした事業所アニューの職員と利用者が手作りのスロープを制作して下さったとのことでした。訪問当日まで、どんなスロープができているかウキウキでした。

スロープがない時、私は、両側の杖で創を訪れていましたが、歩くと、職員から「理事長、安心して創に来てくださいね」との言葉が。彼女を安心して迎え入れられるだけではなく、自分が安心して訪問することを、この現場のみんなは保障してくれたのです。障害の重い人が暮らしやすい社会は、そんなに障害が重くなく、車いすから降り椅子に座り替えることができる私にとっても優しい社会です。

彼女は「え、私の為に作ってくれたのですか？それまでは、車いすのお客さんはどうしていたのですか？」との質問が。これは、私たちへの大きな課題提起でした。



ジヨニーの炸裂日記 14

ライスチヨウジヨナ(イラストレーター)

最近、情報疲れに襲われている。NSでの芸能人がすっぴん写真を披露した「あのテレビ番組であのゲストが最近の趣味を暴露した」などという、記事にする価値があるのかも疑問に思うものばかりである。

完全に情報社会となった現代では、ネットは生きる上で必要不可欠なものとなっている。しかし、情報を常に雨のように浴びていると、いつの間にかそのことに疲れてしまっていることもあるのではないか。

私もういゆるネット世代の人であるので、常に情報を浴びていることに慣れていくつもりだったが、最近、情報というものが何もかも煩わしく感じるのと増えてきた。PCも見たくない、スマホも見たくない、テレビもうるさく感じ、とにかく静かに晩メシを食わせてくれ！と言いたくなるような日がしばしばある。遡ってみると、数年前まではFacebookやTwitterなどのSNSに私もハツラツと投稿などしていたが、流れてくる他人の投稿があまりにも多くなったことで追いきれなくなり、ぱたっと見るのをやめてしまった。また、何か検索する際にも以前は上記の某検索サイトを使用していたが、先程言ったように、半強制的に視界にねじ込まれる情報があまりにも多すぎるし、興味のある記事であってもコメント欄の荒れ方が酷いものもあり、精神衛生に悪すぎるので、とうとうその検索サイトの使用もやめてしまった。現在は別のサイトを使用しているで、以前と比べて抜群に気は楽である。しかし、どうやっても完全には情報シャワーを断ち切ることはできないので、やはりまだ、山籠りでもしたくなる日がたまにある。最近山でもネットが繋がるそうだが。

それ以前に、本来我々が生きていく上で、実はそんなに大量の情報に囲まれている必要はないのではないだろうか。ネットが無いと肉じゃがの作り方がわからない？親に電話して聞いたらよろしい。

ただし、そう言っているのは生活が成り立たないところまで来てしまっているもので、もう後戻りできないのが世の現実である。そしてなんとと言っても、ネットが無いとこの原稿をメールで編集部に送れない。

ネットを使う時は、目的の情報を得るために検索作業をするが、その目的に行き着くまでにあまりにも大量の不必要な情報を浴びせられてしまう。例えば、Yから始まる某検索サイトで検索するにしても、検索欄の下にネットニュースが延々と続いており、興味のあるニュースも、自分にとってどうでもいいニュースも半強制的に目に入ってくる。しかも大半は各々のメディアが書いたほぼ同じ内容の記事

が散見されるばかりでなく、「NSでの芸能人がすっぴん写真を披露した」「あのテレビ番組であのゲストが最近の趣味を暴露した」などという、記事にする価値があるのかも疑問に思うものばかりである。私もういゆるネット世代の人であるので、常に情報を浴びていることに慣れていくつもりだったが、最近、情報というものが何もかも煩わしく感じるのと増えてきた。PCも見たくない、スマホも見たくない、テレビもうるさく感じ、とにかく静かに晩メシを食わせてくれ！と言いたくなるような日がしばしばある。遡ってみると、数年前まではFacebookやTwitterなどのSNSに私もハツラツと投稿などしていたが、流れてくる他人の投稿があまりにも多くなったことで追いきれなくなり、ぱたっと見るのをやめてしまった。また、何か検索する際にも以前は上記の某検索サイトを使用していたが、先程言ったように、半強制的に視界にねじ込まれる情報があまりにも多すぎるし、興味のある記事であってもコメント欄の荒れ方が酷いものもあり、精神衛生に悪すぎるので、とうとうその検索サイトの使用もやめてしまった。現在は別のサイトを使用しているで、以前と比べて抜群に気は楽である。しかし、どうやっても完全には情報シャワーを断ち切ることはできないので、やはりまだ、山籠りでもしたくなる日がたまにある。最近山でもネットが繋がるそうだが。

ネットとは、人々の生活や社会を豊かにするために生まれた人々の叡智。しかし誹謗中傷問題が度々上がるように、使い方次第では人間の負の感情の巣窟にもなる。それ以前に、本来我々が生きていく上で、実はそんなに大量の情報に囲まれている必要はないのではないだろうか。ネットが無いと肉じゃがの作り方がわからない？親に電話して聞いたらよろしい。

ただし、そう言っているのは生活が成り立たないところまで来てしまっているもので、もう後戻りできないのが世の現実である。そしてなんとと言っても、ネットが無いとこの原稿をメールで編集部に送れない。



つれづれあらぐさ

あらぐさ福祉会は長岡京市にある社会福祉法人で、障害のある人たちの暮らしを支える事業を行っています。1986年に無認可の共同作業所を開所して以降、日中の通所から生活の場、ヘルパー事業所等、地域で暮らし続けるために必要なものを作り出してきました。今回の連載開始にあたり、「障害者の喜びと悲しみ、家族の喜びと苦悩、職員の働き甲斐と先が見えない苦悩…そういうことが浮き彫りになればと思います」とお話をいただきました。日々自分が経験していることや感じていることを通して、それぞれの一場面を綴れたらと思います。なお、内容については個人情報に配慮して構成しています。

場面㊸ オンデマンド配信のセミナーで、パネリストをする

先日、「障害のある人もない人も暮らしやすい地域づくりのため

に」というテーマのセミナーがあり、パネルディカッションに参加しました。本来であれば一堂に会してのところが、コロナ禍でオンデマンド配信での開催でした。発表の打診を受けて人前に出るのも話すのも得意ではないので躊躇していたのですが、「うまく話せるかよ、伝えたい中身があるかが重要」と言われて「それなら…」と引き受けました。

オンデマンド配信というのは、事前収録した動画を随時視聴できる形式です。90分間のパネルディカッションを、事前にオンライン

で2時間ほどかけて収録しました。パネルディカッションはテーマについて数人のパネリストが順番に意見を述べ、その後に議論を行います。今回は3人のパネリストが15分間ずつ発表して、助言者からのコメント、ディスカッションの流れでした。引き受けた後に「えらいことになってもうた」と、事の重大さに気づきました。

15分間の発表をするために、13枚のスライドを準備。うちの技術ではデザインの工夫は難しく、ほぼ白黒の味気ないものになりました。また、緊張して内容が飛ばないよう、発表原稿を用意しました。あらぐさや乙訓地域のことを知らない全国の人達に実情をどう伝えるか、その上で自分の考えをどうまとめるかが難しかったです。

オンライン収録当日は場違いかなと思いつつ、普段通りの仕事着で臨みました(チェックシャツ、灰色と紺でおとなしめのつもり)。東京・長崎・神奈川・愛媛・京都を結

んだの収録は、コロナ禍前には想像もしていなかったことです。打ち合わせの映像確認で映りが暗いということ、事務局からリングライトが送られてきました。ライトの色や明るさにいろいろ種類があって、顔映りは気になるものの結局どれが正解か分かりませんでした。

座り位置の調整、顔を上げての挨拶のタイミング、画面共有の操作等、収録中もオンラインならではの留意点がありました。パソコンに向かって話し続けるのは、聞いている人の反応が分からず心細いものです。なんとか収録を終えたものの、まだまだ勉強が足りないなあと感じました。後日、セミナーを見た大学の先輩から約20年ぶりにメールが届きました。「とても共感できる内容で良かったです」「の言葉に、少しほっとしました。

中山 恵美子 (あらぐさ福祉会)

2+2=詩

「走れ」

走れ走れ。子供よ走れ

追いかけてくる親を置き去りにして

追いかけてくる犬を従えて

先を行く風を追い抜こうと

走れ走れ

何も考えず、

意味の分からぬ歌声をあげながらひたすらに

子供はきつとそれでいいのだ



「カラスの王様」

積み上げられたゴミ袋の玉座

その上に陣取るカラスが一羽

人が側を通っても、車が側を通っても

うるたえる様子は微塵も見せず

黙ってあたりを睥睨してる

思わずじろじろ見ていたら、野太い声で威嚇され

あわてて僕は逃げ出した

逃げて離れて後ろを向くと、

背を向け飛び立つカラスが

王様のはためかせせるマントのように

黒い羽を飛ばたかせながら



「騒がしさ」

鳥のさえずり

うるさいぞ

川のせせらぎ

うるさいぞ

風のおしやべり

うるさいぞ

世界はうるさいものばかり

なのになぜだろう

静かに、黙れという気にはならないんだ

世界を満たす不思議な騒がしさ



「人の性」

人の集まりは憂鬱の集まりで、

人の体温は心地よくも暑苦しい

自分だけでは生きていけない癖に、

他人が煩わしくて仕方ない

もどかしくて息苦しくて、

時に全てを叩き壊す妄想をしながら、

結局それを呑み込んで僕は生きている

それが人間社会のルールだから

それが人間というものだから

障害のある人の 権利を守る 北障連から

〜いつの時代も地域とともに〜

京丹後市にどんな障害のある人も暮らすことができるグループホームをつくる会

事務局長 山添 博史

(あみの福祉会常務理事)

2. 行政の中で果たしてきた役割

前回は、あみの共同作業所の立ち上げについて語りました。事あるごとに地域に足を運ぶことは、私たちの思いや実態を住民に伝え、地域のニーズも感じながら、同じ立場であることの確認と同じ要求で繋がるように高めあうことだと思ってきました。今回は、行政との関わりについて触れます。

あみの共同作業所の初代所長は、元社会福祉協議会会長で、さらに遡れば府会議員をなされてきました。とても力がある方でした。障害者問題の解決に思想信条は重要ではありません。障害当事者の実態や願いに応えようとするかどうかだと思

っています。ですから、その時代から、地元行政はとても協力的でした。例えば、網野町(京丹後市への合併前の職員に作業所の家族がおられたこともあり、資源回収の時には、無償で網野町の広報車やトラックをお借りしました。当たり前のようにされていることに、私も当初は戸惑うとともに、他では考えられないなあと思いました。

町独自の補助金や法人認可にむけての土地の無償貸与等の協力もしていただきました。

2001年の法人認可の後には、次々に事業展開をおこない、日中事業所が3か所、グループホームが2か所とヘルパーステーションや相談支援事業所を立ち上げました。

さて、2005年10月の障害者自立支援法施行時に、地域自立支援協議会もできました。制度の良し悪しは別として、行政と事業所の協議の場ができ、曲がりなりにも地域づくりを検討する場ができました。

京丹後市では自立支援協議会の中にいくつかの部会ができましたが、「事業者支援部会」という他にはない部会ができ、市内のほとんどの障害者事業所の管理者

が組織されました。

私は部会長を務めました。この人たちが一致して取り組めばできないことはない”とワクワクしたのを覚えています。部会では、徹底的に実態調査を進め、障害児の放課後に過ごす場の必要性、ヘルパー不足とともに、グループホームの緊急性も浮き彫りにしました。行政の補助金や土地、建物の提供も進めるとともに、各法人の計画にグループホーム建設を盛り込む働きかけもしました。

障害者分野ほど、行政といろんな関りができることはないなあと思います。行政の担当者の異動では毎回歓迎会をおこなったり、施設の見学や実務もいっしょに進めました。繋がることは、お互いの立場時には超えられるし、支えあえる存在にもなれます。

絶えず、当事者にとってどうか”で迫れば、多くの仲間や応援団ができます。2018年から3年間は、丹後圏域自立支援協議会のGM(ゼネラルマネージャー)として、圏域の障害者問題の解決に取り組みました。

その当時、圏域内で多発していた障害者事業所による障害者虐待や、医療的ケア児の支援学校への通学保障の課題でした。

虐待では、入所施設やグループホームで多発しており、研修体制の充実や職員の資質向上への取り組みを進めました。具体的には、各法人の職員や行政で研修チームをつくり、自らも学びながら講師活動ができる力をつけるというものでした。そして、自分たちの事業所で力を発揮することになればと考えました。今日、グループホームは次々にできます。でも、その中身作りは、職員の間観・障害者観が大きく左右します。

“仏作って魂入れず”とならないようなホームにするために、引き続き努力が求められます。(今回は「仲間が主役のグループホームづくり運動について」です。)



グループホームをつくる会設立総会

365歩のマーチ



35 テレビの向こう側の世界

昔々、私が幼稚園に通っていたときのこと。2歳年上の姉とテレビを観ていました。たしか、休日のサスペンスドラマ。おぼろげに覚えているのは、殺人犯が露のなかった森のなかをずんずんと歩いている画面。その前の殺人シーンに恐怖を覚えていました。その

数日後…またまた姉とテレビを観ていると、クイズ番組にその殺人犯が回答者として出ているではありませんか。ご機嫌に笑いながら。「それを見て、「殺人犯が出てる！」と怖がる私。殺人犯はあの森を抜けて、クイズ番組までやってきたのか。しかし、2歳上の姉は冷静に「あれは役者だよ。犯人は役だから！」と教えてくれま

すが、テレビの向こう側に俳優がいて、番組によって役割がちがうということ。4歳の私には理解できませんでした。今思うと至極当たり前のことですが。辰巳拓郎さん、殺人を犯しておいてなにをへらへら笑いながらクイズ番組に出ているんだ、とあらぬ疑いをかけてすみませんでした。

*

正月の「一気見ドラマで、鈴木亮平主演の「TOKYO MER」走る緊急救命室」にハマった安藤家。最新の医療機器とオペ室を搭載したMER（モウバイル・エマーシエンシー・ルーム）。走る救命救急室が事故や災害現場に駆けつけます。カッコいい救急車、めまぐるしく変わる状況で働く医者、おまけにレスキュー隊も

よく出てくるので、ゆいちくんもくぎ付けです。十数時間もリアルタイムで観ることはできなかったので、録画して時間がある時にみんなで観ていました。すべて観終わった後に、「全部観たからいいや」と思って録画を消してしまひ、今でもふと思いついたかのようにならぬように「えむいーあーる、誰が消していますか？」とぐちぐちと文句を言われています。「TOKYO MER」の世界が大好きになったゆいちくんは、保育園でも倒れている友だちに心臓マッサージをするふりをするなど、救命救急「こころ」をしているそうです。

ある日、ゆいちくんとテレビを観ていると、CMに鈴木亮平が出てきました。ゆいち「とーきょーえむいーあーるの人やー！」

父「おー、そうやなあ」

ゆいち「ここにいてってことは、えむいーあーるにはいないってことやな！？」

おーなるほど。でもゆいちくん。鈴木亮平は俳優で、医者は役なのです。ドラマもCMもうそこの世界。30数年の時が経ち、同じことを考えている息子に子どもが見ている世界の不思議さを感じました。

安藤 中郎（あかひねひろ）



障害のあるひとり親の 児童扶養手当併給調整違憲裁判とは…

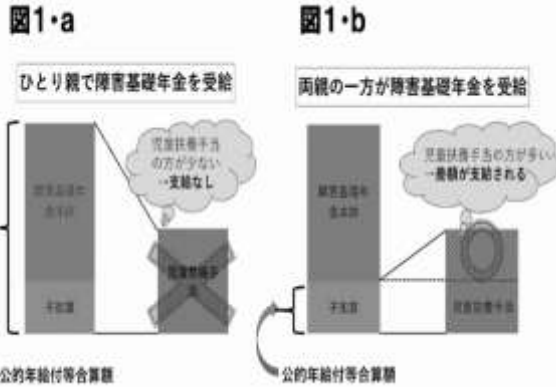
きょうされん大阪支部 事務局長 雨田信幸

〈ひとり親だと受け取れない？〉

原告の山田さんは、障害を抱えながら、4人の子どもを育てるひとり親です。山田さんは児童扶養手当の受給を受けていますが2017（平成29）年障害基礎年金を受給することになったことを理由に、京都府が児童扶養手当の支給を停止しました。

山田さんが支給停止された時の制度では、仮に夫婦の場合はいずれかが障害基礎年金を受給していたらもう一方が児童扶養手当を受け取ることができると、ひとりの親の場合は同時に受け取ることができませんでした。障害基礎年金と児童扶養手当との併給が認められないのがその理由です。」と考えても納得できない」と山田さんは停止

処分を行った京都府を相手取り、2019年7月に訴えを起しました。



〈地裁から高裁へ〉

京都地裁の審理では併給禁止が憲法に規定された法の下の平等・健康で文化的な最低限度の

生活を営む権利を侵害していることを明らかにし原告の実態に寄り添った判決を求めました。京都地裁は、2021年4月16日に十分に審理することなく原告敗訴の判決を言い渡しました。判決を不服として控訴、現在、大阪高裁での審理が行われています。

私たちは「併給ができない」仕組みとなっていることに対して、主に憲法14条及び25条に違反していると主張を行っています。

配偶者の有無で取扱いが異なるのは差別に他なりませんし、子どもにとって親の配偶者の有無は「どうしようもできない事柄」であることから明らかに差別的な取り扱いです。また児童扶養手当はひとり親家庭の生活保障する目的で出されるものであり、障害基礎年金は障害がある本人に対して出されるもので主旨が違う制度です。違うものを一緒にして制限される仕組みは本来あり得ないことであ

り、健康で文化的な生活をおくる権利は誰にも保障されるべきもので不当な制限をすることは許されないと考えます。

〈不合理さは明らかに〉

これに対して被告（京都府・国）は、障害基礎年金も児童扶養手当もいずれも所得保障制度であり「二重に支給する必要はない」として真っ向から反対の主張をしています。弁護団から、「仮に併給禁止が高度の専門技術的な考察とそれに基づいた政策的判断とするなら判断に至った調査・根拠は明らかにするべきでは」との求めについては、まともに回答しませんでした。

国は、裁判が続いている2020年6月には児童扶養手当法の一部改正が行われ山田さんと同様な状況におかれている方も支給の対象になりました。このことから、改正前の法律が不合理なものであったことが明らかであり国の説明には一貫性がな

ありがとうございます

会費 田場智代子・市田弘子 寄付 匿名 (敬称略 2023. 2. 10)

つづき



〈原告の生活実態を踏まえた判決を〉

控訴審では上記の主張をさらに強めながら、原告のおかれた生活実態に目を向けるべきと裁判所に訴えています。京都地裁は原告本人の実態に目を向けず(本人尋問も行わなかった)に被告側の主張のみを採用した判決だったこともありですが、苦しい生活を長く余儀なくされてきた原告の実情や願いを踏まえること・制度の谷間におかれた人の苦しみにきちんと目を向けて判断をすることが司法本来の役割です。私たちはこの裁判の結果が、原告や原告と同様な状況にある人たちに大きな希望を与えるものになると考えています。

大阪高裁で公正な審理が行わ

れるように働きかけながら、多くの方にこの裁判を知っていただきご支援いただければと思います。どうぞよろしく願います。

〈原告山田さんの思い〉

私が訴訟を起こしたのは、障害を抱えながら4人の子どもを育てる親として子どもたちには親の数に関係なく健やかに成長していつてほしい・同じ境遇にあるひとり親の人々にとってもそのような社会であってほしいと願ったからです。障害基礎年金と児童扶養手当・それぞれの制度には、それぞれに果たすべき役割・趣旨があるのでないでしょうか。

大阪高等裁判所には、親の数によって子どもの成長が左右される状況を追認せず、私と同じように子育てをしている人に希望の持てる判決となることを望んでいます。



QRコードを読み取って大阪高裁宛て署名にご協力下さい。

